

## 質疑・回答書

件名(施設の種類)	旧介護予防相当通所型サービス	質疑日	平成29年9月7日
質疑箇所	質 疑	回 答	
月途中から新たに旧介護予防相当通所型サービスを利用した場合の算定について	旧介護予防相当通所型サービスを利用するため事業所と月途中で契約した場合の算定方法は日割りとなるのか。	見込みのとおり、日割りで算定となる。なお、起算日については契約日となる。  根拠 平成28年3月31日付 厚労省事務連絡 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について (上2つはWAM NETのサイトへのリンク)	